

**意見募集（パブリックコメント）人権教育・啓発推進計画改訂版（案）**

【問合せ】市民課 市民班  
☎773-6661

人権尊重のまちづくりの実現に向け、子どもから大人まで、すべての市民が人権について正しい理解と行動を身に付けられるよう、人権教育・啓発推進計画の中間見直しを進めています。

計画の見直しにあたり、みなさんの意見を反映させるために意見を募集します。  
※お寄せいただいた意見は、市の考え方とともに公表します。ただし、個々の意見に回答はしません  
**閲覧・意見募集期間**  
11月6日(金)～30日(月)

**閲覧・配布窓口**

- ・市民課 市民班、大和・塩沢市民センター
- ・市ウェブサイト（「人権教育・啓発推進計画改訂版（案）」パブリックコメント）で検索

**意見の提出方法**

住所・氏名を明記し、「人権教育・啓発推進計画改訂版（案）」パブリックコメント」と

記入して、次の方法で提出してください。

①窓口に持参

閲覧・配布窓口で書面を持参する

②郵送 〒949-6696

南魚沼市六日町180番地

1

南魚沼市役所 市民課 市民班宛て

③FAX 773-2110

市民課 市民班宛て

④メール shimin@

city.minamiuonuma.lg.jp

⑤市ウェブサイト

入力フォームに入力し、送信 ※電話や口頭などでは受け付けません

**意見など市の考え方の公表時期**  
令和3年2月1日(月)

**住宅用地などの利用状況変更に伴う手続き**

【問合せ・申告・届

税務課 資産税班

☎773-6668

住宅用地には、固定資産税を軽減する措置があります。次に該当する場合は、申告書提出してください。

- ・雑種地・山林・原野など、住宅用地以外の土地に住宅を新築した
- ・家屋の全部または一部の用途を変更した（「店舗や事務所を住宅にした」「店舗などの一部を住宅にした」など）
- ・土地の利用状況を変更した（住宅用地の一部を貸し駐車場にしたときなど）

**住宅用地の軽減率**

200平米以下

（小規模住宅用地）

・固定資産税 6分の1に軽減  
200平米を超える部分（一般住宅用地）

・固定資産税 3分の1に軽減

※いずれも課税標準額を軽減する措置です。住宅用地に建つ家屋の総床面積の10倍までを限度とします

家屋の取り壊し、所有者の変更があったら届け出を

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

家屋を取り壊した場合は、忘れずに届け出してください。

登記されていない未登記家屋について

相続、売買、贈与などで所有者が変わった場合は「家屋所有者（権）の変更届」を提出してください。

届け出がないと、課税が継続される場合があります。

**申告書・届提出先**

税務課、大和・塩沢市民センター

**交通規制情報**

**県道桐沢麓五日町停車場線・市道五日町線で車両通行止めを行います**

【問合せ】下水道課 下水道工務係  
☎774-2740

老朽化した下水道マンホール蓋の交換工事に伴い、県道桐沢麓五日町停車場線・市道五日町線の車両通行止めを行います。

工事が完了するまで通行止め区間は通り抜けできません。ご注意ください。

**期間** 11月21日(土)  
**規制時間** 8:30～17:00  
**規制内容** 車両全面通行止め（歩行者通行可）

